

平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)第516号、平成26年(ワ)第328号、平成31年(ワ)第93号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外1418名

被告 四国電力 株式会社

弁論更新に際しての意見書

2019年 7月 4日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中川 創太

記

1 原告ら代理人として、弁論更新に際して意見を陳述します。

本件訴訟は、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれによる福島第1原発の事故を契機として、同年12月8日に提訴したものです。弁論更新に際して、事故発生当時を振り返ります。

今から8年4ヶ月前、大地震の翌朝の2011年3月12日午前10時すぎ頃、当時の菅総理大臣や、班目原子力安全委員会委員長らが乗ったヘリコプターが、福島第1原発に臨場した後の東京への帰り道、ヘリコプターの機上から東京の上空を見た班目委員長は、その当時の心境について、「証言班目春樹」(岡本孝司 新潮社 甲37号証)において、次のように述懐しています。

「良く晴れていました。澄んだ大気を通して遠くに見える首都の空を眺めながら、「この景色も、ひょっとすると、これで見納めになってしまうかもしれない」ふと、そんな悲観的な思いが頭に浮かびました。(中略)私は長年、原子力施設の安全対策について研究してきました。だから、これまでに整備してきた原発の安全対策が全て破綻し、殆どが役に立たなくなった先に何が起きるのが、真っ先に頭に浮かびました。どこまで福島第一原発の状況は悪化するのだろうか。どうやって食い止めたらいいのだろうか。下手をすると、福島第一原発の原子炉は、全部がこのまま手が付けられなくなってしまうかもしれない。それによる悪影響は福島第一の

南約10キロにある福島第二も免れない。さらにその南、茨城県東海村にある日本原子力発電の東海第二原発にも影響は及ぶ。そうすると、東京にも大量の放射性物質が拡散するだろう。事態が悪化すればするほど破局を止める手段はなくなってゆく。」

同じヘリコプターに乗っていた菅総理大臣は、「東電福島原発事故 総理大臣として考えたこと」(甲38号証)において、近藤駿介原子力委員会委員長から、事故が拡大した場合、住民の移転が必要となる地域が、福島第一原発から250キロメートル以遠にも生じる可能性があるとの報告(甲39号証)を聞き、次のように最悪の事態を想定していました。

「半径250キロとなると、青森県を除く東北地方のほぼすべてと、新潟県のほぼすべて、長野県の一部、そして首都圏を含む関東の大部分となり、約5千万人が居住している。つまり、5千万人の避難が必要ということになる。近藤氏の「最悪のシナリオ」では放射線の年間線量が人間が暮らせるようになるまでの避難期間は、自然減衰にのみ任せた場合で、数十年を要するとも予測された。「5千万人の数十年にわたる避難」となると、SF小説でも小松左京氏の『日本沈没』くらいしかないであろう想定だ。過去に参考になる事例など外国にもないだろう。」

そして、この最悪の事態を免れた理由については、以下のように述べています。

「もし、ベントが遅れた格納容器が、ゴム風船が割れるように全体が崩壊する爆発を起こしていたら、最悪のシナリオは避けられなかった。しかし格納容器は全体としては崩壊せず、二号炉ではサブプレッションチャンバーに穴が開いたと推定されている。原子炉が、いわば紙風船にガスを入れた時に、弱い継ぎ目に穴が開いて内部のガスが漏れるような状態になったと思われるのだ。その結果、一挙に致死量の放射性物質が出ることにはならず、また圧力が低下したので外部からの注水が可能となった。破滅を免れることが出来たのは、現場の努力も大きかったが、最後は幸運な偶然が重なった結果だと思う。四号炉の使用済み核燃料プールに水があったこともその一つだ。工事の遅れで事故当時、四号機の原子炉が水で満たされており、衝撃など何かの理由でその水が核燃料プールに流れ込んだとされている。もしプールの水が沸騰して無くなっていれば、最悪のシナリオは避けられなかった。まさに神の御加

護があったのだ。」

これらの最悪の事態に関する発言は、原発反対運動の活動家がしたものではありません。いわゆる「原子カムラ」の中心人物であった原子力安全委員会の委員長や、「原子カルネッサンス」と称し、地球温暖化対策の切り札として原子力発電を国策として推進してきた時の内閣の総理大臣の発言であることが、事態の深刻さを浮き彫りにしています。

裁判官には、わずか8年余り前に、東日本壊滅という未曾有の危機が現実が発生したという事実から目をそらさず、常にそのことを念頭において本件審理に当たっていただくことを強く望みます。

2 先月30日、朝日新聞出版から、「原発に挑んだ裁判官」（甲454号証）という本が出版されました。この中で、過去の原発訴訟で住民側敗訴を言い渡した複数の裁判長がインタビューに答えています。これから、本訴の審理を担当されるに際して、住民側敗訴の判決を書いた裁判官らが、福島第1原発の惨状を目の当たりにして、どのような所感を持ったのかについて述べます。

3 高浜原発二号機訴訟の一審の裁判長海保寛氏

(1) 高浜原発二号機訴訟の一審の裁判長海保寛氏は、福島事故を見て「**最悪の事態が起きた**」「私が一番驚いたのは、**全電源の喪失**なんです。私が、**原発訴訟を担当したときも、全電源の喪失は全く頭にありませんでした。今回の事故が起きて初めて知ったのですが、米国では当然のように全電源喪失を想定しているそうですね。裁判官時代の私には、原発への関心や認識の甘さがあったと思うのです。**」実際、1990年に定められた安全審査指針には「**長期間にわたる全交流電源喪失は、送電線の復旧又は非常用電源設備の修復が期待できるので考慮する必要は無い**」とはっきり書いてある。「**専門家は指針について「この問題については、これだけ考えておけば足りるんだ」と自信があるはずです。しかし、司法としてはその権威に全部任せるわけにはいかないのは当然でしょうね。そここのところの自分のスタンスとして、専門家が言っているから大丈夫ということではなく、立ち止まって合理性をもっと検討する事が必要だったのかな、と思います。**」「裁

判官はこれから、できる限りのことを想定しないといけないという考えに変わっていけば、当然、「この点は問題はないのか」と提起していくことになると思います。そして、司法全体が安全性について踏み込んだ判断を積み重ねていたならば、審査指針は改善されたかもしれない。もしそうしていれば、あの福島事故は防げたんじゃないかな。」

- (2) 「福島事故を見たあとの原発訴訟では、これまでは想定しにくかったこと、あるいは想定しにくかったことまで考えざるを得なくなるでしょう。それと同時に、差止請求の場合の「危険の切迫」という要件も、従来のようなメルトダウンに至る切迫した「具体的危険」という厳格なものではなく、もっとゆるやかなものになっていくと思います。」

4 女川原発 1.2 号機訴訟第一審の裁判長塚原朋一氏

- (1) 女川原発 1.2 号機訴訟第一審の裁判長塚原朋一氏は、「抽象的には、原告らの生命・身体に障害発生の可能性のあることは否定し得ない」としつつ、「社会観念上無視し得る程度」と判断して、原告の請求を棄却したことについて、「あれは、当時の私の社会観念です。」「これについては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは、裁判長をしていたとき、「なんで住民はそんなことを恐れているんだ?」「気にするのはおかしいだろう」と思っていました。その程度だったらいいじゃないかと考え、「無視し得る程度」という表現に至ったのです。」しかし、福島事故を契機に、わざわざ北海道の牛乳を選んでいる息子を見て、「息子たちのように、自分の幼い子供のことを考えてそいう行動をする…。これを不合理とか不合理でないとか言ってみても始まらない。現実の経済活動がそうなっているわけです。ということは、「その程度だったらいいじゃないか」という、当時の私の感覚は相対的なものだったと言うことになります。自分の子供には「負の遺産」を負わせたくないという親の気持ちを思うと、わたし自身の考えも変わっていきました。社会がそうなると、原子力発電は難しい。」
- (2) 福島第1の事故を知り、「女川、大丈夫か」「かろうじて大丈夫だった。でも危険性は高かったんだなあと、ぞっとしました」。女川訴訟において原告が巨大津波が襲う可能性を否定できないと主張していたことに対して、1960年のチリ津波でも最大5メートルに過ぎないという被告の主張を認めたことについて、「わたしも見通しにおいて誤ったわけです。」

あそこまで高い津波が来るとは、とても予想できませんでした。」「被告の東北電力から、多重防護機能についての説明が何度も繰り返され、わたしはそれに乗ったんです。「社会的に無視し得る程度の危険性」という結論はそれによって導き出されています。でも、福島第一原発のように、ヒューマンエラーが重なるということはありませんよね。そこはもう少し疑うことはできたはずです。」

「ひとつ間違ったら被害は日本だけでは済まないような施設をあちこちに作ってしまったわけで。しかも、テロ攻撃の対象ともなり得る。そうすると当然原発は控えめに、そして、なくす方向で考えざるを得ないでしょうね。ちょっとした人為ミスによって人類が途方もない被害を受けることを考えると、原子力の「平和利用」というのは余りにも危険です。「平和利用」という発想そのものが間違っていたのかなと思います。」「こういうことを語るのは苦痛です」「自分の出した判決は正しかったのか、正しくなかったのかと考え続ける。そして、正しくないと結論づけたら反省する。遅すぎるかも知れませんが、そうするしかありません。法律家として一生背負っていく問題だろうと思っています。」との率直で誠実な言葉を述べておられます。

5 福島第二原発三号機訴訟の二審の裁判長鬼頭季郎氏

福島第二原発三号機訴訟の二審の裁判長鬼頭季郎氏は、「東京電力内部の専門的、技術的管理部門ないしその従業員の誠実さを信頼してよい」と判断して、原告敗訴の判決をした後、2002年に長年にわたる東京電力のトラブル隠しが発覚したことに対して、「原発のデータ隠しなどが露見したのを見て、実態はこんなにだめな組織だったのかと驚きました。いまになってみると、わたしたちが書いた判決のこの説示は甘すぎたかな、と思います。」(中略)「判決で専門家らの判断を信頼して良いとした点は、正直、必ずしも一般論としてそうは言えなかったと痛感しています。はっきりしたのは、3.11後です。すると、検査そのものも、たとえ行政が「問題なし」としても疑ってみる必要があったかも知れません。」

6 以上の裁判長らの発言に現れているように、福島第1原発事故の発生とそれに対する反省を契機として、原発の安全性について、行政の判断・「専門家」の判断を過剰に尊重した従前の原発訴訟の流れを見直す機運が生まれた中、3.11後に、

原発訴訟において3件の住民側勝訴判決が下されました。

住民勝訴の最初の裁判である関西電力大飯原発3、4号機訴訟の一審の裁判長樋口英明氏は、「法というものは止まってはだめなんです。何が正しいのかを追求し、進歩していかなければ。これは正義の問題です。正義はあるべき姿へ移っていく。3.11によって大きく移るはずなんですよ。」「原発訴訟は科学的知識が無いと解けない問題と思っている。でも本当に高度の専門技術訴訟でしょうか。(中略)自動車工学を知らなくても、交通事故の裁判は担当できるのと同じです。地震で原発に何が起きるかを判断するときに求められるのは、専門技術の知識よりもリアルな想像力です。」として、「専門家」の判断に依拠せず、現在の地震に関する原発の安全審査が、これ以上の規模の地震は来ないとする消極的地震予知に依拠しているが、消極的地震予知の手法は極めて不確かであることは裁判官でも判断することができること等を理由として、再稼働停止の判決を下しました。

しかし、現在では福島第1原発事故発生後に住民側が勝訴した裁判は、いずれも上級審において覆され、3.11以前と同様の行政の判断を過剰に尊重し、専門訴訟であることを口実に、司法として原発の安全性を独自に判断することを放棄した裁判が積み重ねられています。

日本の裁判所は、福島第1原発事故の発生を受けて、本来のあるべき姿に進歩するのか、それとも福島第1原発事故の発生以前の、旧態依然とした行政判断に過剰に依拠した姿に留まるのかが、今問われています。

7 かつて、日本で最初の原発の安全性が問われた事件が、まさにこの松山地裁の法廷で争われました。伊方原発行政訴訟です。

伊方原発行政訴訟最高裁判決は、「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠く時、または原子炉施設の安全性が確保

されない時は、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにする為、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力ならびに申請にかかる原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される」として、「万が一を許さない原則」を宣明しました。

ところが、松山地決、高松高決、その他原発の稼働を許容する現在の裁判例の多くは、「合理的に予測される自然災害に対する対策を講じれば足り、発生し得る最大限の自然災害に備える必要はない」と判示しています。しかし、原子力災害が万が一にも起こらないようにするためには、合理的に予測される自然災害に対する対策では到底不足しています。

そもそも、福島第1原発事故の発生原因となった東北地方太平洋沖地震について、2011年1月1日付地震確率表では、福島第1原発周辺で30年以内に震度6以上の地震が起こる確率は0.0%とされていました。また、東北地方太平洋沖地震が発生するまでは、過去に知られた地震の記録等から、日本海溝沿いの地域毎にM7～8クラスの地震がそれぞれ個別に起きると考えられていました。ところが、実際には約500kmの長さに亘り約200kmの幅で、6つの地震が重なって発生し、M9という超巨大地震となったものです。現在の地震学では、地震という自然現象の発生時期や規模を正確に予測することはできないものであることは明白です。極めて不十分な力しか無い予測を根拠に「合理的」と判断された自然災害さえ対策すれば足りると判断することは、危険極まりありません。発生し得る最大限の自然災害に対する対策を講じて、初めて原子力災害を万が一にも起こさないための対策を講じたと評価できます。

福島第1原発の事故後に、合理的に予測される自然災害に対する対策を講じれば足り、最大の災害を想定する必要が無いと判示する多くの裁判例は、原発が備える

べき安全性の基準について、明らかに「万が一を許さない」と判示した伊方1号機訴訟最高裁判決よりも後退しています。

福島第1原発の事故において極めて甚大な被害が発生したことを目の当たりにしながら、原発に求められる安全性について、福島前の伊方行政訴訟最高裁判決よりも後退した判断をすることは、福島第1事故の犠牲者らに対する冒瀆です。

原告らは、この裁判において、裁判官らに期待することは以下の2点です。第1に、裁判官らが福島第1原発事故の発生を防ぐことができなかった司法の責務として、福島第1原発事故を二度と繰り返してはならないという決意の下で審理していただくことです。第2に、伊方原発行政訴訟において明記されている「原子力災害が万が一にも起こらないようにする」という基準に基づき、伊方原発について考えられる最大の地震（火山災害も同旨）を想定した対策が講じられているか否かを判断していただくことです。

8 裁判官におかれては、「考えられる最大の地震」を基準にして本件審理をすることについては、何の躊躇も感じる必要はありません。

かつて、被告のHP www.yonden.co.jp/energy/atom/ikata/page_08.htmlにおいて、被告自身が、「あらゆる地震を想定した設計」「伊方発電所の耐震設計は、過去の地震や敷地周辺の活断層・地質等について詳細に調査を行い、考えられる最大の地震を想定し、設計の基準となる地震動(基準地震動)を決定しています。」と明言して憚らなかつたからです（甲455号証）。

3.あらゆる地震を想定した設計

伊方発電所の耐震設計は、過去の地震や敷地周辺の活断層・地質等について詳細に調査を行い、考えられる最大の地震を想定し、設計の基準となる地震動(基準地震動)を決定しています。この地震動を基に、原子炉容器など重要な設備については、余裕をもって設計しています。さらに大型振動台を用いて想定を上回る地震動で実際に揺らす試験を行い、十分な安全余裕を有していることを確認しています。なお、従来から新たな知見が出れば、それを踏まえた耐震評価を都度実施し、耐震安全性に問題ないことを確認しています。

甲455号証 www.yonden.co.jp/energy/atom/ikata/page_08.html 一部抜粋

このHPの記載が、伊方原発の安全性について誇大広告を行ったもので無いのであれば、伊方原発において、考えられる最大の地震を想定して対策を講ずべきことは、原被告間に争いが無いのです。

被告のHPに上記の記載があったことは、原発に求められる安全性の程度についての社会通念を反映したものです。すなわち、被告は、原発に対しては「考えられる最大の地震」に対応する安全性が必要であることを社会から要求されていると認識していたことから、被告のHP上に上記の記載をしたのです。

そして、HPの記載を読んだ住民は、伊方原発においては「考えられる最大の地震を」に対する対策が講じられていることに安堵して、伊方原発の稼働を許容してきたのです。原発に対して「考えられる最大の地震」に対する対策が講じられるべきことは、まさに被告及び住民を含んだ社会の社会通念となっていたのです。

本件の審理において、裁判所は、被告が「考えられる最大の地震を想定して決定した」と主張する基準地震動（650ガル）が、本当に「考えられる最大の地震」であるのか、それを上回る地震が発生する可能性は無いのかを判断すれば、おのずと本件の結論を下すことができます。

そして、このことは、伊方原発の基準地震動に関して、被告が主張する複雑な数式を完全に理解せずとも、判断が可能です。

すなわち、i 現在の地震学における地震の規模を予知する力には大きな限界があること、ii 日本国内の原発に基準地震動を上回る地震が実際に発生した事実が相当数存在すること、iii 被告自身が伊方原発の基準地震動の数値の変遷を繰り返しておりそのこと自体が電力事業者及び規制当局が設定する基準地震動の数値が必ずしも十分な正確性を有していないものであることを示していること、iv 基準地震動の審査に関与してきた入倉孝次郎京都大学名誉教授が、愛媛新聞の取材に対し「基準地震動は計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。（中略）私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違ってい

ることもある。」と述べていること、v 国内において観測された地震の最大が4022ガルであること、vi 近年において1000ガルを超える地震が多発していること等の各事実により、地震学の専門家では無い裁判官であっても、裁判官の良識と理性によって、伊方原発に被告が主張する基準地震動（650ガル）を上回る地震が発生する可能性があることを排除することはおよそ不可能であることについて、優に判断することができます。

9 原告らとしては、上記の原告らが裁判所に求める事項をご理解いただき、裁判所が、福島第1原発事故の発生を受けて、本来のあるべき姿に進んでいただくことを希望して、弁論更新に際しての意見とさせていただきます。

以上